

(保 239) F
平成 23 年 3 月 17 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

東北地方太平洋沖地震被災地における「公害健康被害の補償等に関する法律」
「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」「石綿による
健康被害の救済に関する法律」等に係る公費負担医療等の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震に伴う災害発生により、公害健康被害補償制度、水俣病総合対策費補助金交付要綱等及び石綿健康被害救済制度に基づく認定患者等についても、被災により、公害医療手帳等を紛失あるいは家屋に残したまま避難しているために、医療機関等に提示できない場合等も考えられます。

そのような場合においても、被災した認定患者等の負担の軽減を図る観点から、当面の間は、①各制度の対象者であることの申出、②氏名、③生年月日、④住所、⑤認定を行った自治体名又は機関名を確認することにより、療養の給付等が行われることにしたいとの旨、環境省より通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

<添付資料>

- 東北地方太平洋沖地震被災地における「公害健康被害の補償等に関する法律」「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」「石綿による健康被害の救済に関する法律」等に係る公費負担医療等の取扱いについて
(平 23. 3. 14 事務連絡 環境省総合環境政策局環境保健部企画課・保健業務室・特殊疾病対策室・石綿健康被害対策室)